第三条　第一条の規定による改正後の地方自治法施行規則別記投票用紙様式の一及び別記投票用紙様式の二は、この省令の施行の日以後に新令第百条の二第二項（新令第百十三条及び第百十六条の二（これらの規定を新令第百二十条及び第百八十八条第一項において準用する場合を含む。）、第百二十条、第百八十八条第一項並びに第二百十三条の四、第二百十四条の三及び第二百十五条の三（これらの規定を新令第二百十五条の六において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）、第百九条の三第二項（新令第百十三条、第百十六条の二、第二百十三条の四、第二百十四条の三及び第二百十五条の三において準用する場合を含む。）、第百八十一条第一項又は第百八十八条の二第二項の規定による期日の告示が行われる投票について適用し、この省令の施行の日の前日までに旧令第百条の二第二項（旧令第百十三条及び第百十六条の二（これらの規定を旧令第百二十条及び第百八十八条第一項において準用する場合を含む。）、第百二十条、第百八十八条第一項並びに第二百十三条の四、第二百十四条の三及び第二百十五条の三（これらの規定を旧令第二百十五条の六において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）、第百九条の三第二項（旧令第百十三条、第百十六条の二、第二百十三条の四、第二百十四条の三及び第二百十五条の三において準用する場合を含む。）、第百八十一条第一項又は第百八十八条の二第二項の規定による期日の告示が行われた投票については、なお従前の例による。

（市町村の合併の特例に関する法律施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第四条　第二条の規定による改正後の市町村の合併の特例に関する法律施行規則第一条第二項、第二条第二項、第十一条第二項及び第十二条第二項の規定並びに同令第一号様式、第二号様式、第四号様式、第五号様式、第七号様式から第九号様式まで及び第十一号様式から第十三号様式までの様式は、この省令の施行の日以後に改正令第七条の規定による改正後の市町村の合併の特例に関する法律施行令（以下この条において「新令」という。）第一条第二項、第十三条第二項（新令第二十九条において準用する場合を含む。）又は第二十七条第四項の規定による告示が行われる直接請求について準用し、この省令の施行の日の前日までに改正令第七条の規定による改正前の市町村の合併の特例に関する法律施行令（以下この条において「旧令」という。）第一条第二項、第十三条第二項（旧令第二十九条において準用する場合を含む。）又は第二十七条第四項の規定による告示が行われた直接請求については、なお従前の例による。

○国土交通省令第三号

地方自治法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第七十二号）の一部の施行に伴い、及び公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和二十六年法律第九十七号）を実施するため、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年二月六日

国土交通大臣　太田　昭宏

公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法施行規則の一部を改正する省令

公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法施行規則（平成十二年運輸省建設省令第十四号）の一部を次のように改正する。

第一条第六号中「自動車駐車場」の下に「又は自転車駐車場」を加え、同条第九号を削る。

第七条中「並びに都道府県」を「、都道府県」に改め、「港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第二条第一項に規定する港湾管理者としての」を削り、「管理者又は長」の下に「（同法第二百八十七条の三第二項（同法第二百九十一条の十三において準用する場合を含む。）の規定により管理者又は長に代えて理事会を置く組合にあっては、理事会）」を加え、「港湾法に」を「港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）に」に改める。

様式第六を次のように改める。

様式第六（第十二条関係）

（河川等の場合）

第一表

年公共土木施設災害復旧事業一部成功表

都道府県（市町村）工事　　自　年　月

国庫負担率（　）　　至　年　月

（金額の単位：円）

工事費等	決定		再調査		実施設計		竣功		摘要
	箇所数	金額	箇所数	金額	箇所数	金額	箇所数	金額	
河川									
海岸（港湾に係る海岸を除く）									
砂防設備									
地すべり防止施設									
急傾斜地崩壊防止施設									
道路									
橋梁									
計　A									
残存物件等評価額　B									
国庫負担基本額　A−B									

備考

1　この表は、発生の年を同じくする災害に係る復旧事業が一部完了しない場合に、毎年度の施行工事について各年災別に作成すること。

2　分割施行又は一部施越に係る箇所数は、初年度を実数で記載し、次年度以降は、外書きして（　）で囲むこと。

第二表

年公共土木施設災害復旧事業全部成功表

都道府県（市町村）工事　　（金額の単位：円）

施行年度	決定工事費又は再調査工事費		国庫負担基本額				国庫負担金精算額	国庫負担金受入額	既返還額	今回要返還額	摘要
	箇所数	工事費	箇所数	工事費　A	残存物件等評価額　B	差引計　A−B					
計											

備考

1　この表は、発生の年を同じくする災害に係る復旧事業が全部完成した場合に各年災別に作成すること。

2　廃工した工事があるときは、その箇所数及び決定金額をそれぞれの欄に外書きすること。

3　全部成功において負担金の返還を生じたときは、その返還の原因を明らかにする関係書類を添付すること。